

2023年 5月12日
原子力科学研究所

「原子炉設置の許可に係る変更について（届出）」に関する
核物質防護規定及び保障措置への影響について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の原子炉設置の許可に係る変更（届出）に関する核物質防護規定（以下、「P P 規定」）及び保障措置への影響の有無についての確認結果は下記のとおり。

記

1. 届出の概要

以下の変更について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第2項の規定に基づく届出を行う。

(1) 放射性廃棄物処理場における新規規制基準に係る設計及び工事の計画の認可申請（その9）により申請した工事及び第2廃棄物処理棟アスファルト固化装置等の配管等閉止措置に係る工事について、許認可申請に係るスケジュールの見直しにより以下のとおり工程を延期することとした。

- ・設計及び工事の計画の認可申請（その9）により申請した工事、検査の予定を「令和5年9月中に開始し、令和6年1月中に完了予定」から「令和6年4月中に開始し、令和6年9月中に完了予定」に変更する。
- ・第2廃棄物処理棟アスファルト固化装置等の配管等閉止措置に係る工事、検査の予定を「令和5年5月中に開始し、令和5年7月中に完了予定」から「令和5年6月中に開始し、令和5年9月中に完了予定」に変更する。

(2) 設計及び工事の計画の認可申請（その9）により申請した工事項目について、工事不要となった「固体廃棄物一時保管棟の耐震性能確認」を削除し、新たに工事を実施することとした「第2廃棄物処理棟の接地極の更新」を追加する。

2. P P 規定、保障措置への影響

(1) P P 規定：影響なし

(理由) 今回の届出に伴う核物質防護設備の改造や核物質防護措置に関する運用等の変更はないため、P P 規定への影響はない。

(2) 保障措置：影響なし

(理由) ・既定の査察実施に支障なし ・監視カメラの視覚障害なし

- ・監視カメラの移設は不要
- ・環境サンプリングに支障なし
- ・入域制限措置不要
- ・設計情報質問票（DIQ）の変更不要
- ・保障措置実施手順書の履行に支障なし
- ・計量管理規定の履行に支障なし

以上